

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成27年10月

長野県

第1 普及指導活動の課題

本県における農業振興施策は、「長野県食と農業農村振興の県民条例」(平成18年3月制定)に基づき、平成25年2月に策定した「第2期長野県食と農業農村振興計画」(以下「振興計画」という。)の目指す農業・農村の将来像を実現するため、総合的かつ計画的に実施しているところである。

協同農業普及事業(以下「普及事業」という。)においては、直接農業者に接し、振興計画の目標達成及び県施策の推進や高度で多様なニーズに応えられる普及活動を展開するとともに、「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月閣議決定)に基づく施策を的確に行う上で必要な技術・経営指導と地域振興に向けた取組を関係機関・団体との連携と役割分担のもと実施する。

全県的に取組むべき課題は次のとおりとし、地域の実情に応じて普及活動計画へ設定する。

1 夢ある農業を実践する経営体の育成

企業的農業経営体の育成や経営安定に向けた集落営農組織の法人化等を支援するとともに、人・農地プランの推進により担い手へ農地集積を進め、担い手が不足する中山間地域等における組織経営体の育成や多様な農業者が相互に労働力等を補完し合う地域営農の仕組みづくりを支援する。

また、多様な新規就農者に対する研修体制等の充実を図り、技術力・経営管理能力の速やかな向上や農業後継者の円滑な経営継承を支援する。

- (1) 人・農地プランの実践・見直しへの支援
- (2) 企業的農業経営体への発展支援とそれらを目指す人材の育成
- (3) 就農希望者の就農計画策定や研修制度等を活用した受入れへの支援
- (4) 新規就農者の技術力・経営管理能力習得への支援
- (5) 組織活動等を通じた青年農業者と地域農業のリーダーの育成
- (6) 女性農業者同士のネットワーク化とリーダーとなる女性農業者の育成
- (7) 家族経営協定の締結等による円滑な経営継承への誘導支援
- (8) 労務管理、農作業安全等への支援
- (9) 農業生産工程管理(GAP)を行う経営体の育成支援
- (10) 情報通信技術(ICT)等を活用した経営効率の向上支援

2 自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産

本県が有する自然的・地理的条件を最大限に活かし、これまで培ってきた高水準の栽培技術と経営管理能力を活かした農畜産物の生産振興を支援する。

また、多様化する実需・消費者ニーズへの対応(いわゆるマーケットイン)や安定的な産地形成のため、県オリジナル品種の普及等による競争力を強化するとともに、農地の利用集積や低コスト・省力化栽培の導入促進等を通じて収益性の向上を推進する。

加えて、環境にやさしい農業の取組拡大を推進し、安全・安心な農産物の生産及び消費者に供給するための取組を支援する。

さらに、農作物への気象・自然災害や中・長期的な気象変動を踏まえて、施設化と品種・作型構成等を組み合わせた総合的な対策を推進する。

- (1) 需要に応じた農畜産物の生産振興と技術の普及
- (2) 経営評価に基づく低コスト・省力化生産技術の普及
- (3) 環境負荷の低減に向けた生産（総合的病害虫防除・雑草管理（I P M）、適正施肥等）・資源循環体系の確立と普及
- (4) 農薬の適正使用の徹底
- (5) 気象変動等に対応した生産技術の普及

3 信州ブランドの確立とマーケットの創出

消費者ニーズ等マーケット情報の分析を通じて、農業者等が主体となった戦略的な生産及び販売体制の構築を支援する。

また、信州農畜産物のブランド力（優位性、希少価値等）を積極的に発信し、食品産業や観光産業とのタイアップによる需要創出や6次産業化を支援する。

- (1) 農業者・組織のマーケティング能力強化への支援
- (2) 新たな需要に対応する産地づくりへの支援
- (3) 地域の農業資源を活かした商品化・ブランド化への支援
- (4) 農業の6次産業化と経営スキルアップへの支援

4 農村コミュニティの維持・構築

地域の農業者が一体となって農業の振興や農村社会の活性化を進めていく観点から、関係機関や農業者等と連携し、市町村等の農業振興計画や人・農地プラン等の推進を支援するとともに、地域のまとめ役となる農業者や農業法人等の人材の育成・支援を行う。

また、豊かな自然や旬の農産物など農村の持つ魅力を発信しつつ、農業・農村に親しむ交流の場づくりや食育活動など食と農の文化を伝承する活動と体験交流等を推進し、農村コミュニティの維持・強化を図る。

- (1) 住民主体による地域農業・農地の維持に向けた仕組みづくりの啓発と支援
- (2) 地域農業を牽引するリーダーの育成と支援
- (3) 条件不利地の農業生産・農村の活性化に向けた取組への支援
- (4) 地域ぐるみで行う直売所や農産加工施設運営等の取組への支援
- (5) 地域資源を活かした農家民宿や観光農園等の取組への支援

5 地産地消と食に対する理解・活動の促進

地産地消に向けた様々な取組や食の安全に関する情報発信を通じて、「おいしい信州ふーど（風土）」をはじめとする豊かな風土から生産される信州農畜産物の利用促進を支援する。また、地域が行う食育の推進を支援する。

- (1) 農産物直売所等生産者と消費者との顔が見える関係づくりの推進
- (2) 旅館・ホテルや飲食店、学校給食等における信州農畜産物の利用促進への支援

6 美しい農村の維持・活用

遊休農地の再生・活用や発生防止を図るため、農業生産に結びつく遊休農地の条件整備や農地中間管理事業等を活用し、農地を円滑に流動化させる体制づくりを支援する。

また、野生鳥獣による農作物被害を防止するため、関係機関、団体、民間等と連携し、集落ぐるみの取組を支援する。

- (1) 遊休農地の利活用と発生防止に向けた啓発、取組への支援
- (2) 集落ぐるみによる野生鳥獣被害防止対策の導入と取組への支援

第2 普及指導員の配置に関する事項

普及事業に求められている課題の解決や農業者の多様なニーズに的確に対応するため、普及指導員（農業改良助長法第8条第2項各号の事務を行う者）の専門分野、経験年数及び年齢構成等を考慮し、地域農業改良普及センター（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置。以下「普及センター」という。）及び農業技術課に適正に配置する。

また、普及事業に携わる意欲と能力のある普及指導員を継続的に確保するため、行政や試験研究機関との人事交流に配慮するとともに、普及指導員資格未取得者も配置し、資格取得に向けた継続的な支援を行う。

なお、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導手当については、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保・育成を図る観点から運用するよう努めるものとする。

1 農業技術課に配置する普及指導員（以下「専門技術員」という。）

普及指導員の中でも高度な専門性を有する者を専門技術員とし、普及活動及び主要な専門分野ごと適正に配置する。

2 普及センターに配置する普及指導員等

普及センターには、地域における農業の実情や発展方向、作目構成等を考慮し、普及指導員及び普及指導員資格未取得者（以下「普及指導員等」という。）を適正に配置する。

3 農業大学校（農業者研修教育施設）への配置

農業大学校には、研修教育を充実し、本県農業を担う優れた農業の担い手を確保・育成するため、普及指導員等を適正に配置する。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

農業技術の高度化・専門化の進展、農業者等の多様なニーズや需要に対応できる産地づくりなど、地域課題に応じた支援・指導にあたる普及指導員等の一層の資質向上を図るため、次に掲げる事項に留意して、研修の充実強化に努める。

1 人材育成計画の策定

普及指導員等の目指すべき姿、求められる資質・能力、発展段階に応じた研修体系及びその推進体制等を定めた「長野県普及指導員等人材育成計画」（平成26年3月策定）を別に策定する。

2 研修の強化に関する事項

(1) 全ての普及指導員等が共通して備えるべき基本的資質

- ア 普及指導活動の原理と方法に関する知識
- イ 農業者・関係者との信頼関係を構築するためのコミュニケーション力
- ウ 地域課題の解決を図るための、関係機関・団体等との連携を基本にしたコーディネート力
- エ 経営管理指導に関する基礎知識
- オ 担い手の育成・指導に必要な知識

(2) 高度（専門的）な技術及び当該技術に関する知識

- ア 品目ごとの最新の知識、技術
- イ 環境負荷の低減や農畜産物の安全性向上に向けた技術
- ウ 消費者等のニーズ把握、商品開発や流通販売の方法等マーケティングの実践に係る知識及び手法
- エ 農畜産物の加工、農業資源の活用や農商工連携、農業の6次産業化等
- オ 農作業安全対策
- カ 野生鳥獣被害防止対策
- キ 知的財産の保護及び活用

3 資質向上の方法

普及指導員等の資質向上に当たっては、経験年数や技術及び知識の習得状況に応じて、国・県・普及センター段階で体系的・効率的な研修となるよう「長野県普及職員研修実施要領」を別に定め実施する。

(1) 研修の企画

研修の企画に当たっては、専門技術員が普及指導員等の研修ニーズを勘案して、普及職員研修実施計画を立てる。

また、研修実施後は研修効果を把握し、次年度の普及職員研修実施計画に反映させる。

(2) 研修体系

ア 国段階の研修への派遣

国立研究開発法人等の研究機関で開発される最新かつ高度な技術・知識の習得のほか、全国的な農政課題についての知識や技術力の向上を図るため、国等が主催する研修会を積極的に活用する。

イ 県段階の研修

普及指導員等のニーズを踏まえ、経験年数や技術及び知識の習得状況に応じた研修を実施する。

① 集合研修

新任者研修、普及指導力強化研修等について、講義のみならず、演習、実習等の手法を取り入れることにより、研修効果の向上を図る。

② 派遣研修

習得を図ろうとする知識・技術等に応じて、県内外の試験研究機関、民間企業等への派遣研修を実施する。

また、国際化に対応し得る資質向上を図るため、海外派遣研修についても考慮する。

ウ 普及センター段階

日常の実践的な業務を通じた研修や普及活動を進める上で必要と認められる研修を実施する。

① OJT

新任期職員に対し、経験豊富な普及指導員の中からトレーナーを定め、日常の業務を通じた普及活動手法の習得等実践的な指導能力の向上に努める。

② 職場研修

全県共通または地域課題の解決に必要な技術、知識の習得や情報の共有化を図るため、職場段階の研修を計画的に実施する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 活動体制

(1) 普及センターの設置

農業経営又は農村生活に係る指導・支援と、地域の課題解決に迅速に対応した普及活動が効率的に展開できるよう、「地域農業改良普及センターの設置に関する条例」（昭和33年9月制定）に基づき、普及センターを置く。

普及センターには、地域農業の特徴や普及センターの規模等の状況に応じて係を置き、業務を分担する。

(2) 支所の設置

地域的な課題への対応や時間・距離等を考慮し、効率的な普及活動を確保するため、長野県組織規則第178条に基づき支所を置く。

(3) 普及センターの業務

普及センターは、係及び支所の組織体制に基づき、機能分担と相互連携を図りながら、農業改良助長法第12条第2項各号に規定する事務を行い、農業経営及び農村生活の両面から高度かつ総合的・重点的・効率的な普及活動の展開を図る。

普及センターに所属するすべての普及指導員等は、長野県組織規則及び次に定めるところにより、その職務を遂行し、直接普及活動に当たるものとする。

ア 担い手・経営係

(ア) 普及センターの運営及び普及活動の企画・管理に関すること

(イ) 担い手の育成、女性農業者の支援に関すること

(ロ) 経営管理及び改善、制度資金、環境にやさしい農業に関すること

(ハ) 新たな需要に対応する産地づくりに関すること

(ニ) マーケティング、6次産業化に関すること

(ホ) 農産物及び地域資源の活用や食育に関すること

イ 技術係

- (7) 作物、果樹、野菜、花き、菌茸、畜産等作目別の専門技術指導に関する事
- (イ) 土壌肥料、病害虫、農業機械、農作物の生育情報・災害に関する事

ウ 地域係

- (7) 市町村等との連絡調整に関する事
- (イ) 人・農地プランの推進、集落営農の推進に関する事
- (ウ) 野生鳥獣被害防止対策に関する事
- (エ) 地産地消、都市農村交流に関する事
- (オ) 上記ア、イに掲げる業務を含む総合的な活動に関する事

エ 技術普及係

上記ア、イに掲げる業務を行う。

オ 支所

支所管内の地域を担当し、上記ウに掲げる業務を行うものとする。

なお、管内に特化した作目のある場合は、その作目を担当する。

(4) 専門技術員の業務

試験研究機関、行政機関、関係団体及び民間との連携を強化し、組織的・効率的な普及活動に対する支援を行うとともに、普及指導員等の資質向上のための活動を行う。また、公的機関が担うべきことと民間等に委ねることを俯瞰し、普及指導活動に関する総合的な企画調整を行う。

なお、すべての専門技術員は、農業革新支援専門員（協同農業普及事業の運営に関する指針第3の2）の業務に当たる。

(5) 農業革新支援センター

専門技術員のネットワークをもって構成し、先進的な農業者や地域リーダー等からの高度かつ専門的な相談に対応する。

(6) プロジェクトチームによる活動

農業技術の高度化と地域農業における普及課題の多様化・複雑化の中で、大規模課題、難易度の高い課題、災害対策や病害虫防除等の緊急的な課題を迅速に解決するため、必要に応じて専門技術員及び普及指導員等によるプロジェクトチームを編成して活動する。

2 普及活動計画の策定

(1) 普及活動計画の策定

普及活動を計画的かつ体系的に展開するため、「普及活動計画策定・評価実施要領」（平成12年1月制定）に基づき、普及センターごとに普及活動計画を策定する。

ア 普及活動基本計画

振興計画の推進方策、管内の農業・農村の現状と課題及び市町村農業振興計画等を踏まえ、農業の担い手育成及び地域農業の振興方策等に関する普及活動の課題、成果目標並びに目標実現のための活動について、概ね5ヶ年を目標とする基本計画を策定する。

なお、課題や目標については、市町村や農業協同組合等関係機関及び対象とする団体等と協議して設定する。

イ 単年度普及活動計画

基本計画に掲げた当該年度に取り組む普及活動課題や内容等について、普及活動計画を策定して計画的な普及活動を展開する。

また、策定に当たっては、振興計画の年次計画、普及活動外部評価による指摘事項、前年度の普及活動に対する評価や普及活動基本計画の進行管理及び農業者の動向等を踏まえるものとする。

(2) 専門技術員活動計画の策定

振興計画の目標達成度、普及センターの普及活動計画及び地域の農業振興の課題等を踏まえ、普及指導員等の資質向上及び効率的かつ計画的な普及活動を支援するため、専門技術員活動計画を毎年度策定する。

また、現場における重要な課題については、重点プロジェクト計画を策定し、普及センターと連携して当該計画に基づく活動を推進する。

3 普及活動の方法

第1の普及指導活動の課題に対応して取り組むべき対象者や課題を重点化し、普及活動計画に基づき効率的かつ効果的な普及活動を展開する。

(1) 基本的な考え方

ア 高度・先進技術の迅速な普及

農業者のニーズに即応した技術の開発や普及の迅速化を図るため、普及に移す技術事項の積極的活用及び農業関係試験場、国立研究開発法人、民間等との連携強化を図り、現地支援研究等現場解決型の調査研究活動等への取組を積極的に進める。

イ 個別農業者に対応した経営改善支援

経営管理の実践などの経営改善につながる支援により、農業者の「生産者」から「経営者」への意識の転換を図り、農業者自らの経営判断によって新技術の導入や販売の多様化、農村ビジネスの創造などの高度な経営展開や持続可能な農業経営に意欲的に取り組めるよう、画一的な技術指導にとどまらず、個々の農業者の発展段階に応じて総合的に支援する。

ウ 地域課題に対応した課題解決支援

市町村農業振興計画及び地域の実情を踏まえ、地域の農業振興、農業・農村の活性化のために、関係機関・団体等と連携し、地域課題解決のための支援を行う。

また、活動の過程では、各関係機関が担うべき役割を明確にした上で活動を行うように努めるとともに、農業者が主体的に活動を展開するよう方向づける。

エ 関係機関・団体・民間等との連携強化と役割分担

市町村、農業委員会、農業協同組合等関係機関・団体等との連携強化を図りながら、地域の実情に応じてそれぞれの機能を生かした役割分担を行うとともに、民間の専門家等専門的な知識を有する者の活用や連携に努め、農業者等の要請に的確かつ迅速に対応する。

また、先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップを構築し、意見・情報交換を密に行う。

(2) 普及指導員等の活動方法

ア 効率的、効果的な普及活動を展開するため、県施策の推進や地域の実情を踏まえ、重要度・緊急度・波及度に配慮し、重点対象者（経営改善に意欲的な農業者及びその集団、新規就農者、新規参入者、経営参画に意欲的な女性農業者等）及び重点課題を選定し、普及活動の選択と集中を図る。

イ 普及活動は、普及活動計画に基づいて計画的・組織的に実施するものとし、定期的に開催する企画運営会議等で普及センター内の調整を図る。

ウ 農政の重点施策や共通課題等に関しては、その背景と地域の実態を十分把握のうえ地域の課題としてとらえ、関係機関・団体との密接な連携のうえ、役割分担を明確にして計画的な普及活動を行う。

エ 緊急的な課題や先進技術及び地域性の強い技術課題等については、必要に応じて試験研究機関等と連携し、調査研究活動や現地実証を行い、迅速な普及と課題解決を図る。

オ 行政施策等の企画立案に関し、技術、経営、地域振興、組織育成等、専門的な立場から適切な助言・協力をを行う。

カ 農業者への栽培及び経営技術指導にあたって経営リスクが想定される場合は、十分な理解が得られるよう、必要に応じて、専門技術員と連携を図りながら指導する。

4 普及活動の評価

普及活動課題は、活動実績や成果目標の達成状況の確認を行う内部評価と外部有識者等を評価者とする外部評価を実施し、次年度以降の普及活動計画に反映させることを通じて、普及活動の改善を行う。

(1) 内部評価

普及センターでは、全普及活動課題について、月末に当月の活動結果を評価し、翌月の活動に反映させるほか、年度の中間に当たる9月には半年間の活動結果を評価し、進行管理を行う。また、年度末には普及活動計画の策定に先立って年間評価を行い、次年度の計画策定に反映させる。

(2) 外部評価

農業技術課では、普及活動の成果や活動体制等について、「普及活動外部評価実施要領」（平成14年11月制定）に基づき、外部有識者等による外部評価を実施し、次年度以降の計画策定に反映させることを通じて、普及活動及びその体制の改善を行う。

5 調査研究

普及活動における専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について、「長野県普及指導員調査研究活動実施要領」（平成20年3月制定）に基づき、計画的、組織的に調査研究を行い、その成果は広く共有し、地域の課題解決と普及指導員等の資質向上に有効活用する。

6 試験研究機関との連携

試験研究成果や開発技術の迅速な現地適応と普及・拡大は、普及事業の基本的活動の一つであり、「試験研究課題設定要領」（昭和51年7月制定）及び「普及に移す農業技術の取扱要領」（昭和51年9月制定）

等に基づき、密接な連携を図りながら普及活動を行う。

(1) 試験研究に対する要望・提案事項の提言

普及活動を通じて把握した現場課題やニーズは、試験研究機関へ新しい研究課題として提言し、必要に応じて研究開発に企画段階から参画する。

(2) 試験研究成果の普及

ア 県の試験研究成果の普及

普及技術検討会において決定された「普及に移す農業技術」については、地域の各種条件を踏まえた適応性等について検討の上、迅速な普及に努める。

イ 研究成果のフォローアップとフィードバック

普及組織においては、普及技術等研究成果の地域への定着に向けフォローアップに努めるとともに、現場での普及における課題を整理し、研究課題設定や研究推進等にフィードバックする。

ウ 県以外の試験研究機関等で開発された技術の活用

専門技術員が中心となって、関連する情報の収集と分析・検討を行い、課題解決のために有効と判断される新技術等については、指導資料として情報提供する。

7 農業研修教育の充実強化

優れた農業の担い手の育成と確保を図るため、農業経営に必要な高度で専門的な知識と実践的活動による技術の習得を推進する。

また、農業に対する理解の促進及び関心を深めるため、農業体験学習等を通じて食育を推進する。

(1) 農業大学校における教育及び研修

農業の発展に寄与することを目的として、農業・農村を担う者を養成するため、長野県農業大学校条例(昭和50年12月制定)に基づいて農業大学校を設置する。

ア 農学部は、青年農業者等農業及び地域を担うべきリーダーとしての優れた人材を養成するため、専門的かつ幅広い知識と技術を理論的に学習させるとともに、実践的かつ企業的な経営感覚を養う教育を総合的に実施する。

また、学生の就農支援のため、就農相談や農業法人等の求人に対する橋渡し等の支援を行うとともに、普及センターと連携し、卒業生の状況に応じた支援に努める。

イ 研修部においては、就農希望者等に対する栽培、農業機械類の技術力向上研修等を実施する。

また、農業への理解を深めるため、企業等を対象に農業体験研修を実施する。

(2) 先進的農業者等との連携

新規就農希望者等に対し、農業経営士や里親登録農業者等の先進的な農業者や先端的な機械・施設を有する民間企業等との連携により、実践的な農業技術の習得と就農意欲の向上、及び円滑な就農を支援する。

(3) 学校教育との連携

ア 義務教育段階

農業に対する正しい理解と親しみを深める観点から、学童農園や学校花壇の設置、地域農業の副読本の作成・活用、教員への農業研修・農作業体験及び農業施設の見学等を支援する。

イ 高校教育段階

農業高校生等を対象に、学校・保護者と一体となって、就農への啓発活動、自営志望者又は就農相談活動及び先進農家体験実習等を実施するとともに、学校農業クラブと農業青年等との交流により、就農に対する意欲の醸成に努める。

(4) 食育への協力

市町村及び教育機関等が行う農業体験学習や地産地消を目的とした活動の支援に努める。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 各種行政施策の活用

農業の担い手育成・農業経営及び農村生活の改善、地域農業の振興等普及活動の効果的な展開のために、制度資金や補助奨励事業を有用な手段として、必要に応じて普及活動計画に位置付け、関係行政機関等と密接な連携のもと積極的に推進する。

- (1) 日常の普及活動を通じ、施策・制度、事業等について農業者等に啓発・普及する他、地域の実態や農業者の意向把握に努め、関係機関への提言や情報提供を行う。
- (2) 制度資金の活用にあたっては、農業者の自主的な経営改善意欲に配慮しつつ、適切な利活用について指導・助言する他、借入れ後の指導を継続的に行う。
- (3) 補助奨励事業等の円滑な推進を図るため、計画段階から積極的に参画し、事業完了後まで各段階に応じて技術・経営面等総合的な指導・助言を行う。

2 情報の発信

各種農業関連情報の収集・整理に努め、迅速な情報提供を行うとともに、活動成果や外部評価結果は、積極的に公表する。

(1) 農業情報の迅速な提供

農業者に対して、普及に移す農業技術、農作物生育状況等、迅速な情報提供を行う。

(2) 普及活動情報の積極的な発信

農業者や県民に対して、ホームページ、成果発表会等あらゆる手段・機会を通じて、普及活動や調査研究等の成果、及び外部評価結果を積極的に情報発信する。

3 情報通信技術（ICT）の活用

効率的・効果的な普及活動を展開するため、タブレット端末等情報通信技術（ICT）の活用を積極的に検討する。

4 普及協力体制の整備

農業者等に対する支援の効果を最大限に発揮するため、普及活動と各種行政施策や関係機関・団体との密接な連携を確保し、総合的な活動を行う。

また、農業経営者協会、農業士協会、農業青年クラブ、PALネットながの、農村生活マイスター協会、

農村女性ネットワークながの等、普及指導の重点対象者が参画する組織については、県施策の推進役として密接な連携を図る。

なお、普及指導員等のOBについても、普及指導活動を補完する観点から必要に応じて連携・活用するよう努める。

5 都道府県間の連携

県域を越える広域的な課題は、専門技術員が中心となり、情報収集・提供に努める。